

# 諸外国における放送番組の流通 市場及びルールについて

2007年10月16日

三菱総合研究所

# 目 次

---

(参考) 各国における番組流通市場に関するルール

## 1. 番組流通市場

(1) 英国

(2) 韓国

(3) 米国

## 2. 番組流通に関するルール

(1) 英国

(2) 韓国





(3) 米国

## (参考) 各国における番組流通市場に関するルール

	英国	独国	仏国	韓国	米国
<b>放送市場</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共放送3、商業放送2の5chで構成</li> <li>・地上デジタル放送は追加Ch放送あり</li> <li>・ITVは地区別・時間帯別16局が全国ネットワークを組んで放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上波は主に公共放送。商業放送は主に衛星、CATVで地上波は補完的</li> <li>・公共放送は全国と各州放送</li> <li>・全国向け商業テレビ局: 39局(衛星又はCATV)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共放送(F2, F3, F5)、商業放送(TF1、Cnana1Plus、M6)で構成(基本は全国一律放送)</li> <li>・約20局がローカル放送を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多公営1民営(KBS、MBC、EBS(公営)、SBS(民営))</li> <li>・地方局が53局(番組のほとんどを本先に依存)</li> <li>・キー局と地方局の垂直統合度、中央集中度が非常に高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク(ABC、CBS、NBC、Fox等)</li> <li>・直接運営局(4大合計61局)</li> <li>・系列契約局(4大合計で911局、他に第5、第6のネットワークが存在)</li> <li>・独立局(全米で121局と推計)</li> </ul>
<b>制度の目的・趣旨</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BBC及びITVの高コスト体質を改善。独立制作事業者を活用すべき。</li> <li>・番組供給市場の多様化および競争促進も期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独及び欧州の文化的多様性のテレビ番組への反映</li> <li>・独及び欧州の文化的アイデンティティ保護</li> <li>・独及び欧州の番組制作業界保護</li> <li>・欧州審議会とEUのテレビ指令への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映画及び視聴覚作品の制作事業者の発展、および供給源における制作者の独立性に貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多メディア/チャンネル時代に備えた円滑な放送番組の需給調整</li> <li>・番組制作市場に競争導入</li> <li>・主体多元化による番組の多様化</li> <li>・3社の寡占的市場支配力の緩和</li> <li>・人材及び制作施設の外部化を通じた独立制作者の育成・保護</li> <li>・映像産業育成発展と国際競争力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ番組の競争的な供給源を多様化する(=ネットワークと競合できる番組供給源育成)</li> <li>・番組制作における競争水準向上</li> <li>・ネットワーク加盟局の番組編成へのネットワーク支配力の低下</li> <li>・公衆が視聴可能な番組の多様性を高め、独立放送局の成長を促進</li> </ul>
<b>対象</b>	地上波放送局(4局)	外部調達規制: 商業放送のうち「支配的な力」を持つ者のみ	地上波放送局	地上波放送局(3局)	3大ネットワーク及びその加盟局
<b>規制の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャンネルに含まれる適格放送時間総量の25%以上が、多様な独立制作番組の放送に割り当てられること[放送法]</li> <li>・番組制作者がその制作番組を放送事業者又は第三者に完全に売却しない限り、番組に関する権利は制作者が保有すべき[OFCOMガイドライン]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送の主要な部分に自社製作、外部委託、共同製作を含むこと</li> <li>・①独立した第三者による編集・製作の「特定枠番組」を放送すること</li> <li>②「特定枠番組」の放送を、1週間あたり260分以上、そのうちの75%以上を19時～23時30分の間にすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州映画及び番組が60%以上、仏語番組が40%以上放送(プライムタイムでも同様)</li> <li>・前年度売上高の16%以上を仏語番組製作に支出すること</li> <li>・上記支出額のうち2/3(=売上高の約10%以上)を独立製作活動の発展のために充てること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送事業者は、放送番組のうち、当該放送事業者でない者が制作した放送番組を大統領令で定める一定比率(現在: 24～35%)以上編成すべき</li> <li>・当該放送事業者でない者が制作した放送番組(映画を除外)を毎月全体放送時間の40/100以内で放送委員会が告知する比率以上に編成すべき。</li> </ul>	<p>[フィンシルール]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークの以下の行為を禁止</li> <li>①米国内でのシンジケーションでのテレビ番組販売、使用許諾、供給。 米国外でのテレビ番組(単独製作でないもの)販売、使用許諾、供給。 放送による利益の分配にあずかる選択権又は権利の留保。</li> <li>②ネットワーク以外の者が制作したテレビ番組の放映、配給、その他商業的利用に関する金銭的権利又は所有権若しくは配当の取得。</li> </ul> <p>[PTAR]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位50市場における、ネットワーク番組の3時間超(プライムタイムにおける4時間中)の放送禁止</li> </ul>
<b>根拠</b>	1990年放送法、EU指令	州間放送協定、EU指令	視聴覚法、EU指令	放送法	FCC規則(現在は廃止)

## 1. 番組流通市場 (1) 英国①

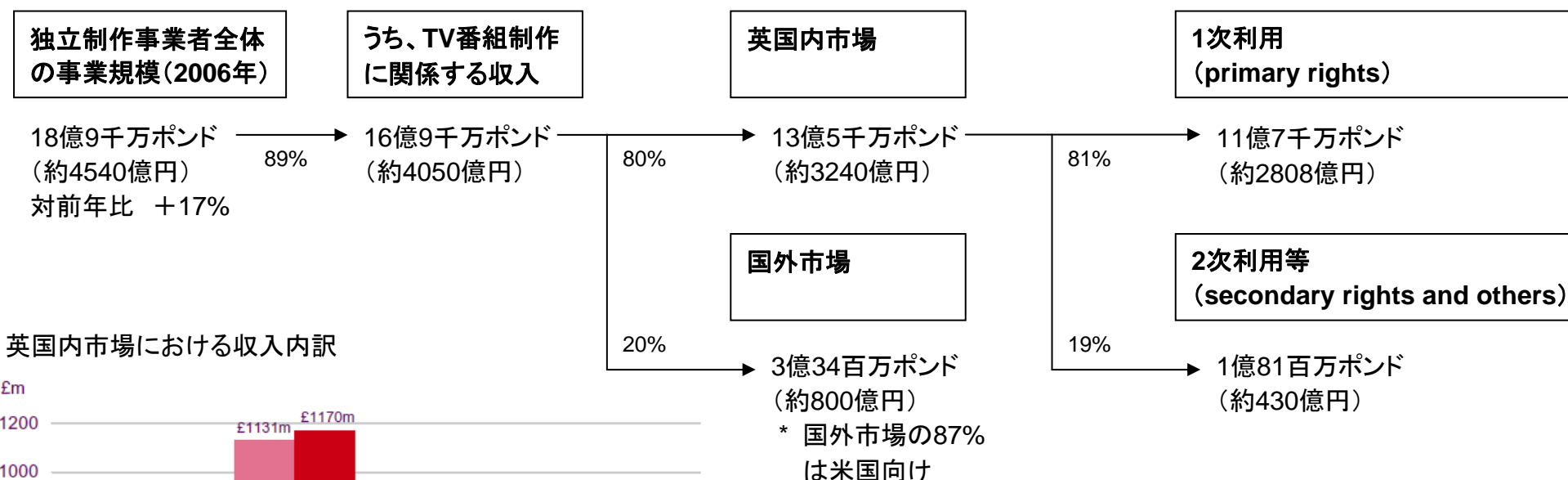
- 公共放送(BBC×2ch、Channel4)、商業放送(Channel3(ITV)、Channel5(Five))の5chで構成
- 地上デジタル放送では、これらの同時再送信に加えて、追加チャンネルが放送されている
- ITVは地区別・時間帯別に免許を付与された16局が全国ネットワークを組んで放送している

	放送開始	公共放送 ／商業放送	事業の 許可	主な財源	備考
<b>BBC</b> (British Broadcasting Corporation) 	1936年 (設立は1927年)	公共放送	特許状 協定書	受信許可料 (広告、スポンサーシップは禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「BBC ONE」「BBC TWO」の2チャンネルを放送 (「BBC ONE」→幅広くあらゆる層を対象とした総合的な番組編成;「BBC TWO」→幅広い成年層の興味に応えるような、質・深さのより充実した番組を中心とした総合編成)</li> </ul>
<b>Channel 3</b> (ITV) 	1955年	商業放送	免許	広告 スポンサーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別に免許を与えられた15局(14地域;ロンドンのみ平日と週末と別免許)および朝食時間帯(全国共通;6:00-9:25)を担当する1局の計16局で構成</li> <li>・ネットワーク番組の編成や番組調達等は共同で実施するが、地域ごとの番組を流す時間帯もある</li> <li>・番組調達は自社制作及び外部調達による</li> </ul>
<b>Channel 4</b> 	1982年	公共放送 (非営利法人)	免許	広告 スポンサーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的に多様な社会の嗜好・関心に応えること、番組の形態と内容において新しい試みや実験を行うことを目的に設立された</li> <li>・番組の調達・編成のみを行い、制作は行わない</li> </ul>
<b>Channel 5</b> (Five) 	1997年	商業放送	免許	広告 スポンサーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1990年放送法にて新設が認められた商業放送</li> <li>・比較的若い層を対象とした番組編成が特徴とされる</li> </ul>

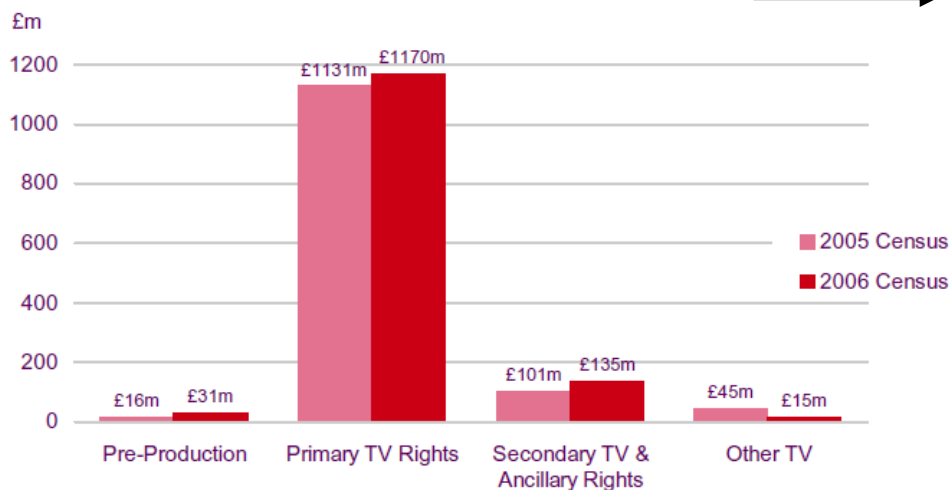
注:スポンサーシップでは企業名のみ表示(CMは放映しない)

# 1. 番組流通市場 (1) 英国②

- 独立制作事業者によるTV番組関連の事業規模は全体で16億9千万ポンド(2006年)
- その80%は英国内向けの制作
- 英国内向け制作の81%が1次利用(テレビでの放映)による収入で、2次利用による収入は1割(その他を加えると2割程度)



英国内市場における収入内訳



出典: Ofcom("The Communication Market 2007")より  
作成(原典はPACT/Digital-iによる調査)

## 1. 番組流通市場 (2) 韓国

---

### ● 放送産業の構造

- 特徴① 放送産業の構造 : 「多公営1民営」(公営放送が複数、民間放送が1)
- 特徴② 放送関連の広告市場 : 政府の公社が独占
- 特徴③ キー局と地方局の垂直統合度、中央集中度が非常に高い
- KBS(公営) →直轄型(編成権も財源も本社管理)
- MBC(公営だが商業性が高い) →系列型(編成と経営が中央集権的に行われている)
- SBS(民営) →KBS、MBCに比べれば垂直統合度は低いが、絶対的に見れば垂直統合的
- その他、地方局が53局(番組のほとんどは本社に依存)

### ● 番組流通市場の現状

- 地上波の垂直的統合による規模の経済性発揮とそれによる市場支配力生成
- 独立した配給網が構築されず、地上波が番組配給においても圧倒的な影響力保持
- 需要者独占構造から制作者の弱い交渉力
- 実質的な流通市場不在による流通人材不足
- 番組流通市場は活性化せず
- シンジケーションによる番組配給／流通市場が活性化されている米国とは対照的

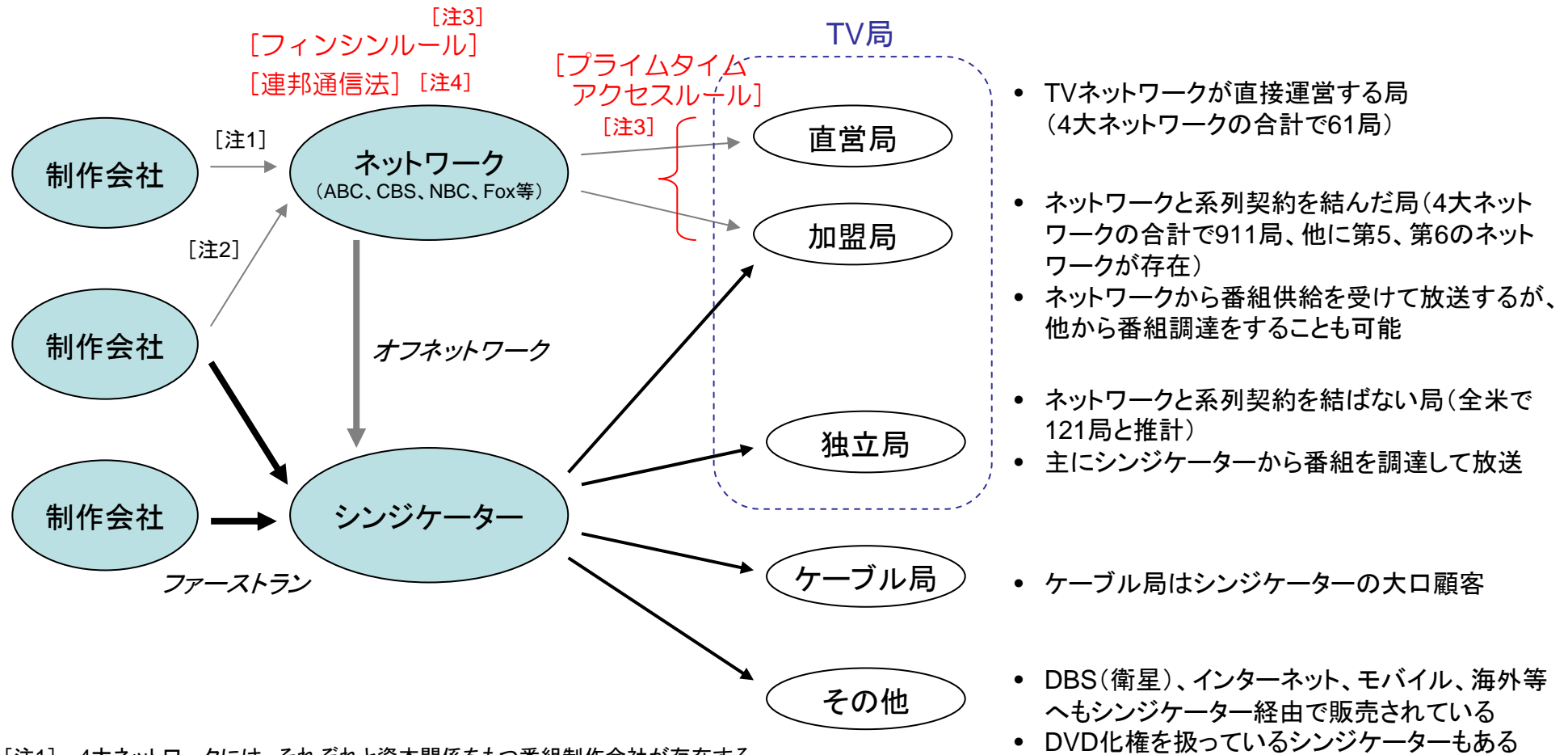
### ● 番組流通市場の特徴

- ケーブルTVの登場(1995)により番組流通が開始。当初は、チャンネル数の増加により、番組流通市場への期待が大きかったが、地上波の垂直的統合や流通市場の支配から競争は進展せず。
- 独立制作会社は制作費を地上波に全面依存している状態から抜け出すことができず、その結果、独立制作会社制作の番組の著作権が地上波に帰属される現状(約8割)  
→マルチユースからの収益は地上波へ帰属

# 1. 番組流通市場 (3) 米国

## ● 米国における放送番組の流通

- ネットワーク以外での番組流通は基本的にシンジケーションを通じて行われている



- TVネットワークが直接運営する局 (4大ネットワークの合計で61局)
- ネットワークと系列契約を結んだ局 (4大ネットワークの合計で911局、他に第5、第6のネットワークが存在)
- ネットワークから番組供給を受けて放送するが、他から番組調達をすることも可能
- ネットワークと系列契約を結ばない局 (全米で121局と推計)
- 主にシンジケーターから番組を調達して放送
- ケーブル局はシンジケーターの大口顧客
- DBS(衛星)、インターネット、モバイル、海外等へもシンジケーター経由で販売されている
- DVD化権を扱っているシンジケーターもある

[注1] 4大ネットワークには、それぞれと資本関係をもつ番組制作会社が存在する  
 [注2] 資本関係をもつ番組制作会社以外から番組を調達することも行われている  
 [注3] 現在は廃止されている  
 [注4] ①「あまねく普及義務」はなし ②所有規制(視聴者数ベース等)

## 2. 番組流通に関するルール (1) 英国

### ● 英国における放送番組の流通に関するルール(外部調達に関するルール)

- 免許を付与された放送事業者のサービス(注:地上テレビ放送)について、以下のように定められている。

「各年において、そのチャンネルに含まれる適格放送に対して割り当てられる時間の総量の25%以上が、多様な独立制作番組の放送に割り当てられなければならない。」

注1: 「番組」には広告は含まれない

注2: 「適格放送」についてはOfcom が定める(ニュースを除くファーストラン番組、と規定されている)

★「独立(independent)」の定義については、国務大臣の命令により(1990年放送法第16条(5))、次のように定められている。

- ・放送事業者の従業員でない
- ・放送事業者の株式を25%未満しか保有しない
- ・放送事業者によって25%以上の株式を保有されない、または英国内の2以上の放送事業者によって50%以上の株式を保有されない

### ● 著作権の取扱い

- 著作権の取扱いも含めて Ofcom がガイドラインを定めている(2003年12月18日発表)

Guidelines for broadcasters in drafting codes of practice for commissioning programmes from independent suppliers (「放送事業者が独立プロダクションから番組調達を行う際の実施規則に関するガイドライン」)

Ofcom ガイドラインにおいて、番組著作権に関しては次のように言及されている

14. 「番組制作者がその制作番組を放送事業者または第三者に完全に売却しない限り、番組に関する権利は制作者が保有すべき」というのが番組調達規則に関するOFCOMの考え方における基本原則である。したがって放送事業者はその実施規則において、彼らが確保する最低限の権利について定義すべきである。

- 各放送事業者は、上記ガイドラインに即して、PACT(Producers Alliance for Cinema and Television)との協議に基づき実施規則、契約条件(著作権に関する取り決めも含む)を定めた上で、一般に公開しなければならない (2003年通信法第285条(3)および上記ガイドライン)



## 2. 番組流通に関するルール (2) 韓国

---

- 韓国における放送番組の流通に関するルールの導入趣旨
  - 多メディア／多チャンネル時代に備えた円滑な放送番組の需給調整
  - 国内番組の制作市場に競争導入
  - 製作主体の多元化を通じた番組の多様性追求
  - 地上波3社の寡占的市場支配力の緩和
  - 人材及び制作施設の外部化を通じた独立制作者の育成・保護
  - 映像産業の育成発展と国際競争力の向上
- 基本情報
  - 1991年から導入
  - 適用対象は、地上波放送局3社
  - 当初は送編成時間の3%以上からスタート。比率は毎年増加。現在は特殊関係者の有無によって24%－35%
  - (2005年現在：KBS1－24.5%、KBS2－59.3%、MBC－36.5%、SBS－36.1%)
  - 具体的な編成比率は、大統領令で定める範囲で放送委員会が告知
- 法的根拠
  - 放送法72条第1項
  - 「放送事業者は当該チャンネルの全体放送プログラム中、国内で当該放送事業者でない者が制作した放送プログラムを大統領令で定めることに沿って一定比率以上編成すべきである」
  - 放送法第58条第1項
  - 「国内で当該放送事業者でない者が制作した放送プログラム(映画を除外)を毎月全体放送時間の100分の40以内で放送委員会が告知する比率以上に編成すべきである」
  - 放送法第125条第1項(違反時の罰金規定)

## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ①ルールの概要

### ● フィンシルール(Financial Interest and Syndication Rule)の概要

<1995年廃止>

テレビジョンネットワークは次のことを行ってはならない。

- ① テレビジョン番組を、米国内において、テレビジョン放送局に対して、通常のネットワークによる番組供給ルートでない、一般にシンジケーションと言われる方法で販売、使用許諾又は供給すること。また当該ネットワークが単独制作者ではないテレビジョン番組を国外での放映のために販売、使用許諾又は供給すること。米国内外を問わずテレビジョン番組の放送により生ずる利益について、その分配にあずかる選択権又は権利を留保してはならない。
- ② 通常のネットワークの放映を行うための使用許諾その他の排他的権利の取得の場合を除き、当該テレビジョンネットワーク以外の者がその全部又は一部を制作したテレビジョン番組を放映、配給、その他商業的利用に関する金銭的権利又は所有権若しくは配当を取得すること。

### ● プライムタイムアクセスルール(Prime Time Access Rule: PTAR)の概要

<1996年廃止>

上位50のテレビジョン市場において、全国的テレビジョンネットワークの直営局又は加盟局は、プライムタイム(東部標準時及び太平洋標準時の午後7時～午後11時、中部標準時及び山地標準時の午後6時～午後10時)の4時間のうち、3時間を超えて、ネットワーク供給番組又は既にネットワークで放映された番組を放送してはならない。

ただし、以下の種類の番組はこの3時間に含める必要はない。

- ① 子どものためのネットワーク番組、公的問題に関する番組、ドキュメンタリー
- ② 緊急ニュース、公共問題等を扱った放送、政見放送等
- ③ 地元制作ニュース
- ④ スポーツ行事の生放送の延長 他

## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ②ルールの目的(制定時)

### ● フィンシルール及びPTAR制定の目的

- 『テレビ番組の競争的な供給源を多様化する(=ネットワークと競合できる、番組供給源を育てる)こと』を目的として以下のような規則を制定した。
  - (1) 国内シンジケーション市場、および独立(非ネットワーク)制作番組の海外シンジケーション市場からネットワークを排除する
  - (2) 独立制作番組におけるネットワーク放映権以外の権利をネットワークが取得することを禁止する
  - (3) 商業テレビ局が3局以上存在する上位50位のテレビ市場においては、ネットワーク加盟局はプライムタイム(4時間)のうち1時間以上を非ネットワーク番組の放映にあてなければならない

### ● 考え方

- 最大の目的: 公共の利益=テレビ局が、地域の視聴者に対して多様な番組を提供できること(そのための多様な選択肢をテレビ局がもつこと)
- そのためには、ネットワーク以外の有力な番組供給源が存在することが必要である
- しかし、現在の取引慣行・業界構造においては、
  - ①テレビ局の番組選択におけるネットワークの支配力が強く、
  - ②プライムタイム番組向けの制作においてネットワークと競争可能な番組供給源が実質的に排除されている
- これを解決するためには、公正な競争状態を実現することが重要であり、以下が必要である
  - ①テレビ局の番組選択におけるネットワークの支配力を制限する
  - ②プライムタイム向けの番組を制作できる、独立した番組供給源が発展する機会を増大させる
- そのために上記(1)～(3)を制定する((1)および(2)がフィンシルール、(3)がプライムタイムアクセスルール)

● 規則制定の経緯

- 1965年3月22日、FCCはNPRM(Notice of Proposed Rulemaking)を公表し、テレビ番組の競争的な供給源を多様化することを目的として以下のような規則を提案した。
  - (1) 国内シンジケーション市場、および独立(非ネットワーク)制作番組の海外シンジケーション市場からネットワークを排除する
  - (2) 独立制作番組におけるネットワーク放映権以外の権利をネットワークが取得することを禁止する
  - (3) プライムタイムにおいて放映される番組のうち、ネットワークにおける放映権以外の権利をネットワークが保有する番組量の上限を約50%(ある種の番組を対象外として)とする
- 同NPRMでは、テレビ番組に対するネットワークの支配力の増加、およびネットワークによる番組採択・放映と当該番組における付随的権利(ネットワークでの放映権以外の権利)との関係について詳述し、問題提起を行っている。
- 1970年5月4日、FCCはReport and Orderを公表し、フィンシルールおよびプライムタイムアクセスルールをFCC規則として定めた。(規則の内容は前述のとおり。)

- テレビ番組市場におけるネットワークの支配力
  - プライムタイム品質の番組を制作できる独立制作事業者から構成される『健全なシンジケーション市場』においては、その制作物を放映するテレビ局という基盤が十分に備わっていなければならない
  - 全米上位50市場に属するテレビ局は75%の視聴者を抱えており、これらの市場にアクセスできることは、上記のような基盤を形成する上で不可欠である
  - 独立局は(数が少ないこともあり)上記の意味で、十分な基盤とはなり得ない(上位50市場で独立局が存在するのは14市場のみ)
  - したがって、ネットワーク加盟局が基盤として重要になるが、加盟局への番組配信においてはネットワークが圧倒的に優位である
  - ネットワークと加盟局、というビジネス上の関係からくる取引関係の密接さだけでなく、実際の取引プロセスとしても、番組毎に契約が必要なシンジケーションよりも、一定期間の契約によるネットワークの方がシンプルなため有利と考えられる
  - 広告主にとっても、1局ごとにCM契約を結ぶよりも、一括で契約できるネットワークの方が魅力的である
  - ネットワーク制作番組と独立制作番組の市場規模の違いは、制作された番組ではなく、取引プロセスの違いによるものである

## 2. 番組流通に関するルール

## (3) 米国 ④ 制定時の問題意識-2

全米上位50市場において、午後7時～午後11時に放映された非ネットワーク番組の変化

	1958年	1968年
時間数	532.5時間	416.5時間
タイトル数	154タイトル	103タイトル

全米上位50市場において、午後6時～午後11時に放映された番組の変化(独立局)

	1958年	1968年
ファーストラン・シンジケーション (番組時間(*1)に占める比率)	10.95時間/週 (35.4%)	8.54時間/週 (25.4%)
オフ・ネットワーク (番組時間(*1)に占める比率)	0.87時間/週 (2.8%)	11.02時間/週 (32.8%)

(\*1) ファーストラン・シンジケーション、オフ・ネットワーク、映画、ローカル番組。の合計

3大ネットワークで放映された番組の供給源  
(ある1週間の午後6時～午後11時)

全ジャンル	3大ネットワーク合計	
	1957年	1968年
(1) ネットワーク制作	28.7%	16.3%
(2) ネットワーク参加(他社が制作し、 ネットワークに放映権を許諾)	38.5%	80.4%
(3) 合計	67.2%	96.7%
(4) 独立制作者により提供された番組	32.8%	3.3%

全米上位50市場において、午後6時～午後11時に放映された番組の変化(ネットワーク加盟局)

	1958年	1968年
非ネットワーク時間(*2)	6.3時間/週	4.8時間/週
ファーストラン・シンジケーション (非ネット時間に占める比率)	(38%)	(17%)
オフ・ネットワーク (非ネット時間に占める比率)	0.52時間/週 (4.8%)	1.79時間/週 (19.6%)

(\*2) 午後7時～午後11時を対象とした値

## 2. 番組流通に関するルール (3)米国 ⑤関係者の意見(制定時)

関係者	主な意見
放送事業者 (ネットワーク 及び系列局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. FCCの提示したルール(50%ルール等)に反対(ネットワーク及びその系列局)</li> <li>2. 現在ネットワークテレビ番組製作において、<u>公共の利益の面で十分な競争が既に存在するので、提案された規則は不要</u>(ネットワーク)</li> <li>3. ADLリポートを提示し、Westinghouse提案に反対(CBSとABC)</li> <li>4. ADLリポートにおいて「市場力では、主要映画スタジオが、広告主とネットワークの双方と向かい合って強力な情勢を占領しており、重要な市場シェアを持っていることが明白である。」(ネットワーク)</li> <li>5. 規則により、映画製作の経済性がとても劇的に変化し、<u>ネットワークにより番組が製作されることなく、放送時間を満たすだけの番組を作り出すのに独立製作者の能力には疑念がある</u>(より小さい市場のネットワーク系列局)</li> <li>6. テレビ番組市場が過剰集中していること、ネットワークが番組製作過程に支配を及ぼしていることを否定(ネットワーク)</li> <li>7. 産業は活発で有効な競争を反映しており、様々な創造的な番組が公益に役立っている(NBC)</li> </ol>
消費者団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. FCC案は、社会における大きな問題を解決するという意図はよいが、現在のテレビ放送産業における構造的な問題点を解決することはできないと考える。FCC提案は「番組内容の多様性のコンテンツ又は人員」に関して広告主の支配を喚起する。FCCは番組供給源(制作者)の多様化と競争を促進することで満足するのではなく、番組の制作・編成自体を多様化するよう、直接的な行動をとるべき。(ACLU(the American Civil Liberties Union))</li> <li>2. FCCには、<u>積極的に番組の多様化を促進する義務がある</u>。番組供給源の多様性を高め、支配力の分散を図るFCCの活動を強く支持するので、FCCおよびWestinghouse社の提案を支持。国内シンジケーションからネットワークを排除することにも賛成。(NCCB(National Citizens Committee for Broadcasting))</li> </ol>
独立プロダクション 権利者団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>ネットワークが自分たちが唯一高品質のテレビ番組製作に必要なビジネスリスクを負うことができるというのは「ナンセンス」</u>。番組制作におけるネットワークの優位性は、テレビ産業、さらには社会全体に対して大きなダメージを与えてきたし、現在も与えている。現在のネットワークの製作慣習は無駄であり、競争の規律が製作費を減少させる傾向を示す。テレビ番組産業にはもはや独立製作者がいない。ネットワークによる支配は解体されるべき。他のエンターテインメント分野におけると同様に、番組の制作と公開(放映)とを分離する、独占禁止法的な対策が必要である。FCCの提案は、そうした正しい方向のための穏健な一歩である。(ロバート・モンゴメリ(独立製作者))</li> <li>2. 一旦ネットワークの独占性が崩されれば、<u>独立プロダクションへの投資のために準備されているベンチャーキャピタルは十分存在</u>(リチャード・パウエル(全米脚本家協会Writers Guild))</li> <li>3. ネットワークがテレビ番組製作の全過程を支配している。テレビの脚本家はほとんどネットワークで働いているようなものであり、シンジケーションへ提供した番組シリーズは強制的に市場から排除された。創造性と多様性はネットワークの独占を排除することでのみ取り戻される。<u>創造性の基盤(スキルのある制作者)と独立の制作資金は存在するので、番組放映へのイコール・アクセスが与えられれば、独立番組制作者は湧き出てくる</u>。(全米脚本家協会)</li> <li>4. 現在の産業構造では、独立制作者に開かれた市場はごくわずかでしかなく、ネットワークが権利を持たない番組はほとんど存在しない。ネットワークの支配が強まることで、番組の質と多様性の低下と、想像力に欠けるステレオタイプな番組の増加が進んでいる。これを食い止めるため、FCCによって、ネットワークの支配力を弱め、独立制作者の力を回復させる対策が早急に講じられるべき。(Screen Actors Guild(映画俳優組合))</li> </ol>

## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ⑤関係者の意見(制定時)〈つづき〉

<p>広告関係者</p>	<p>1. ネットワークへの支配力の集中という問題は認識している。ただし、FCCが提案したルールではその目的は実現できない。情報、教育、娯楽などテレビのもつ機能を損なうリスクを伴わないで問題を解決する唯一の方法は、追加チャンネルの開放を進めることで競争を促進することである。(Association of National Advertisers(ANA):大口広告主の団体)</p> <p>2. 大口広告主にとっては、ネットワークで自らがスポンサーする番組を放映する機会が増えることを歓迎すると考えられるので、一般論としては、提案されたルールまたは類似の規制に賛成するだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模の広告主:比較的大口の中規模広告主の場合、大口広告主と同様であろう。比較的小口の中規模広告主の場合には、反対すると思われる。</li> <li>・小規模の広告主の場合:自らがスポンサーする番組を放映する機会が減少し、ネットワークへの依存度を高めることになるので、FCCが提案したルールは彼らに利益とはならないと思われる。</li> <li>・独立制作番組への広告を支援する、しっかりとした団体は現在でもすでに存在する。</li> </ul> <p>(The American Association of Advertising Agencies(AAAA):広告代理店の団体)</p>
<p>その他</p>	<p>1. 少なくとも3つの商業放送局の存在する上位50のTV市場においては、どのテレビ局に対しても、午後7時から11時までの間に、3時間以上の定期的に予定された娯楽番組(ネットワークにより供給される番組)を放送することを禁止すべき。(Westinghouse(総合家電メーカー)提案)</p> <p>2. Westinghouse提案を支持。シンジケーション市場において、ネットワークが権利と配信の双方から排除されることを指示。FCC提案における目的は、反トラスト法の目的と完全に一致。(リチャード・W・マクラレン(司法次官補:反トラスト担当))</p> <p>3. FCC提案は「独立番組制作者にテレビジョン番組制作市場を開放するためのステップであり、3つの巨大ネットワーク会社により市場にある経済的支配と創造的支配から離れるためのステップ」であると主張。「テレビ番組における支配力が過度に集中している状況を抑制し、独立番組制作者に競争の機会を保証するために、市場を開放しなければならない。それが、スポンサーとテレビ放送事業者に真の番組選択権を与え、公衆が競争的な多様性のあるテレビ番組を持つことができる唯一の方法 (エマニュエル・セラー(下院司法委員長、独占禁止委員会議長))</p>



## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ⑥ルール廃止に至る背景

---

### 【廃止に至る経緯】

#### ○1991年にFCCルールの改正。一部緩和

→ ルールの対象をプライムタイムの娯楽番組等に緩和。

- ・ネットワークは例外を除き、そのネットワークで放映されるプライムタイムの娯楽番組又はシリーズに関し、継続的な資本参加による権益又はシンジケーション権を所有又は取得してはならない。
- ・ネットワークは米国内の放送局に対して、プライムタイムの娯楽番組をシンジケートしてはならない。

→ ネットワークと番組製作会社がそれぞれFCCにフィンシルールの内容を再検討するよう要請したが受け入れられず、シカゴ控訴裁判所に提訴。

#### ○1992年～ シカゴ控訴裁判所による審理

シカゴ控訴裁判所は、1991年ルール改正を無効とし、規制制定の根拠について納得いく説明を提出するか、又はさらに緩和する方向で改正するかいずれかの選択をFCCに命じた。

#### ○1993年 FCCルールの再改正

- ・ 一部の規制(※)を除き、禁止条項の即時廃止
- ・ フィンシルールの2年後の完全廃止

(※ ネットワークが、プライムタイムの娯楽番組又はファーストランの非ネットワーク番組を米国内でシンジケートすることを禁止、  
ネットワークが米国内で配給される自作番組以外のファーストラン、非ネットワーク番組の所有権及びシンジケーション権の所有禁止 等)

## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ⑦ルール廃止に関するFCCの見解

### 背景(1995年のFCCの見解)

フィンシン・ルールは、3つの既存ネットワーク(ABC、CBS、NBC)がテレビの番組を所有して、シンジケートする能力を制限した。

- 1993年にフィンシンルールの規制を緩和する決定を出した後、以下の14の要素がどのような状況かを判断し決定。
- 規制維持派は、14の項目について、反論を示す証拠を提示していない。また、ネットワークが半年にわたって提出したレポートについて、番組の多様性への脅威を引き起こす所有形態であるということを明らかに示していない。
- 1993年以来、テレビ放送網とテレビ放送事業者以外の流通業者との間に、テレビ番組編成における競争が増加しており、ゴールデンタイムの視聴率において、既存ネットワークの市場力が減少していると示唆する証拠がある。

- (1) ネットワークが所有する番組が、その系列局にシンジケートされている量
- (2) ネットワーク番組(ネットワークが所有権又は配給権を持つもの)がシンジケーション市場に出てくるのにかかっている時間
- (3) ネットワーク番組のうち、ネットワークが所有権と配給権を持つ番組比率
- (4) 番組を製作し、ネットワークに売却している独立系番組製作会社の数の変化
- (5) 国内市場のファーストランシンジケーション番組におけるそれぞれのネットワークのシェア
- (6) 番組製作業界における所有権の集中について
- (7) ネットワーク以外の系列局がプライムタイムに放送するファーストランシンジケーション番組の視聴率
- (8) ネットワークテレビと配給業における、フォックスをはじめとする新しいネットワークテレビについて
- (9) ネットワークの契約パターンの在り方、特にネットワークが持つ所有権や配給、ネットワークの購入決定に影響を与えているバックエンドライツ(番組に関連して派生する様々な権利)についての影響
- (10) 許される範囲でのネットワークの配給活動の報告
- (11) オフネットワーク番組におけるネットワークとネットワーク以外の第三者の配給会社との関係
- (12) 1993年に実施されたフィンシンルールの決定以降、ネットワーク、スタジオ、ケーブルシステムなどの番組供給者がどのように合併又は買収を行っているのかについて
- (13) 3大ネットワークと並ぶFoxのような、他のネットワークの発展などの状況
- (14) 新しく出てきた番組供給市場の数とタイプの進展(例えばDBSサービスの発展やケーブルの浸透、無線ケーブルの発展など)

## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ⑧関係者の意見(フィンシルール廃止時)

関係者	主な意見
放送事業者 (ネットワーク)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規制撤廃を支持(ネットワーク)</li> <li>2. ネットワークが支配力を持っていないことを示すデータとして提示:NBCが制作し、第三者であるシンジケーターによって扱われたファーストラン番組である「ニュース4キッズ」は、1995年時点で210の放送局で放映されている。このうち、49局(23%)のみがNBC系列(直営局及び加盟局)である。(NBC)</li> <li>3. King Worldが挙げた例は、放映局数が多くないことから、NBCがシンジケーションにおいて影響力をもっていなかったことを示すはずだ。(NBC)</li> <li>4. 「40%」(Coalition)が仮に正しいとしても、半数以下でしかない。(NBC及びABC)</li> <li>5. 「スター・トレック」「クン・フー」「レジェンダリー・ジャーニー・オブ・ヘラクレス」などのファーストラン番組は、ネットワーク加盟局に頼ることなく、シンジケーション市場にて成功を収めている。(競争力のあるファーストラン番組は、独立局にとっても入手困難ではない。)(ABC)</li> <li>6. King Worldが挙げたNBCの例では、たった31の加盟局しか放映していないことから、ネットワークが加盟局に対する支配力をもっていないことがわかる。(ABC)</li> </ol>
放送事業者(独立局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. フィンシルールを廃止する合理的な根拠はどこにもない。ネットワークには、独立局からシンジケーション番組へのアクセスを奪うインセンティブと能力があることをFCCはわかっているはずである。</li> <li>2. 規則を撤廃すれば、独立局がプライムタイム向けの番組をシンジケーション市場から調達する能力が低くなる。独立局においては、ファーストラン番組はプライムタイムの39%でしかなく、ネットワーク局に匹敵する視聴率を取ることはまれである。</li> <li>3. 規則を撤廃するのであれば、FCCが明確な根拠に基づく調査結果を提出すべきだ。</li> <li>4. 規制の撤廃は全く利益をもたらさない。</li> </ol> <p>(以上、The Association of Independent Television Stations (INTV) : 独立テレビ局協会)</p>
独立制作事業者、シンジケーター等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規則の廃止を望む側が立証責任を遂行すべき。</li> <li>2. 規則を廃止しても利益は得られない。(1993年以降の規則緩和によって、公共の利益は増進しなかった。)</li> <li>3. 1993年に規則を緩和した後、ネットワークは自社制作及び共同制作の番組(再放送は含まず)の約40%について、財産的な権利を取得した。このことは、番組制作者に対するネットワークのパワーを示す。(注:FCCは、40%の根拠が不明と指摘した。)</li> </ol> <p>(以上、The Coalition to Preserve the Financial Interest and Syndication Rule(フィンシルール保護連合))</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. ファーストラン番組のシンジケーションをネットワークに認めても、公共の利益を生み出さない。また、番組供給源の多様性が損なわれる可能性が高い。</li> <li>5. NBCの番組「Memories Then and Now」は第1シーズンは44局で放映されたが、31局はNBC系列であった。(注:この番組は1992年であり、1993年以降における状況について検証する、というFCCの検討の趣旨には不適格とされた。また、同番組は独立のシンジケーターにより扱われており、NBCは関与していなかった。)</li> </ol> <p>(以上、King World Productions, Inc.(シンジケーター))</p>

## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ⑨関係者の意見(PTAR廃止時)

関係者	主な意見
放送事業者 (ネットワーク及び系列局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>完全廃止すべきである。</u></li> <li>2. ネットワークは、番組の流通や各局の編成を支配しておらず、番組選択を加盟局に強要する力はない。</li> <li>3. <u>独立番組制作者や独立局の成長を促進する上で、PTARは必要ない。</u>PTARが市場を歪めて、多様性を奪う結果となった。PTARによって、<u>ネットワーク及び加盟局は効率的な編成ができなくなり、その結果、消費者の利益の損失につながっている。</u></li> <li>4. PTARは、ネットワーク及び加盟局の言論・表現の自由(合衆国憲法修正第1項)を阻害している。(3大ネットワーク以外の多くの集団からも同様の意見が出された。) (以上、3大ネットワーク及び系列局等)</li> <li>5. ファーストラン・シンジケーションにおけるネットワークへの規制は維持されるべき。他方、オフネットワーク・シンジケーションに関してはネットワークへの規制は撤廃されるべき。</li> <li>6. オフネットワーク市場では、上位50市場の系列局が番組選択に関して制約を受けており、オフネットワーク番組への投資が阻害されている。ただし、ネットワークの支配力は今後も強く有り続けると考えられるので、規制は今後も維持すべき。 (以上、The Network Affiliated Stations Alliance (NASA) : ネットワーク加盟局連合及びWestinghouse Broadcasting Company)</li> </ol>
映画産業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ネットワークに対する規制は維持されるべき。(The Motion Picture Association of America, Inc. (MPAA) : 米国映画業協会)</li> </ol>
独立制作事業者、シンジケーター、消費者団体等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ファーストラン・シンジケーションにおけるネットワークへの規制は維持されるべき。他方、オフネットワーク・シンジケーションに関してはネットワークへの規制は撤廃されるべき。</li> <li>2. オフネットワーク市場では、上位50市場の系列局が番組選択に関して制約を受けており、オフネットワーク番組への投資が阻害されている。ただし、ネットワークの支配力は今後も強く有り続けると考えられるので、規制は今後も維持すべき。 (以上、The Coalition to Enhance Diversity: 多様性強化のための連合)</li> <li>3. 規則は合法であり維持すべき。</li> <li>4. PTARの廃止または緩和によって、<u>3大ネットワークによる番組編成への支配の復活が危惧される。</u>また、<u>ネットワーク加盟局の自律性がむしばまれる。</u></li> <li>5. 規則の廃止は独立番組制作者や独立局に害悪を与える。UPNやWBが新しいネットワークとして発展することもむしばまれる。 (以上、ファーストラン・シンジケーション産業、独立テレビ局、公益団体 (King World、INTV、Viacom、The Law and Economics Consulting Group))</li> </ol>

[注] PTAR: プライムタイムアクセスルール

## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ⑩ルール終了後の評価

◆「Program Diversity and the Program Selection Process on Broadcast Network Television」  
(2002年9月 FCCメディア所有研究班 マーラ エインSTEIN)

### 【要旨】

- この論文は、番組の多様性が、時間がたつにつれてプライムタイム、ネットワークテレビにおいて変化した程度を調査する。この調査は、複数の異なった測定技術を用いており、ネットワークテレビのプライムタイムにおける番組の多様性は、時間が経つにつれ変動したが、それは今日と1966年とでは大きくは異なっていないと結論付ける。
- この論文で表現された視点は、著者だけのものであり、必ずしもFCCや他のスタッフの視点を反映するわけではない。

### 【評価】

- この調査で行った分析では、FCCフィンシルールの構造的な規則が、コンテンツの多様性を達成するための効果的な手段ではなかったと示唆する。
- 番組の多様性の分析では、1968年と1970年は番組の多様性がピークであったが、フィンシルールが採用された1971年から多様性は下落傾向。3つのジャンル(ドラマ、映画、コメディ)がほとんどを占めた。
- OPTARにより、ネットワークがプライムタイムに使える時間帯が減ったために、プライムタイムにおける公共問題及び子供向け番組が減少した。
- フィンシルール撤廃後、ネットワークが自身の番組製作、シンジケーションへの参入に力を入れ、番組の多様性が増加した。
- フィンシルール撤廃による大きな影響として、放送ネットワークの垂直統合を促進した。
- 1977年には、番組供給事業者上位20社のうち独立製作事業者が12社あったが、1989年には上位22社のうち8社、1995年には上位15社のうち6社となった。一方三大ネットワークは、2002年には上位3社を占めていた。
- しかし、この結果は、新たなネットワークの出現、従来3つであったが6つの垂直統合されたネットワークが、全てのプライムタイムの番組を製作して配信するということである。
- 前段の分析により、近年番組の多様性が増加していることから、産業がより統合されることに従って、番組の多様性はより増加していると言える。

## 2. 番組流通に関するルール (3) 米国 ⑩ルール終了後の評価

◆「Finsyn Begin Again?」(2005年頃 ノートルダム大学 クリスティーン・ベッカー)

- フィンシルールの廃止は、かなりのメディア集中につながっている。
- 1990年前半にフィンシルールが廃止されて以降、以下の状況が起こっている。
  - ① 最近(2003年頃)では、4大ネットワークが社内の製作部門又は共同製作を通じてプライムタイムのネットワークテレビ(ショー番組)のうち76%を占めていると言われている。
  - ② モルガン・スタンレー社の調査では、5社のみが、ネットワーク番組又はケーブルに限らず85%を占有。
  - ③ 全米脚本家協会の調査では、ハリウッドに所属する脚本家の報酬の70%は、わずか6社によってまかなわれている。

(参考) この論文では、以下のような関係者からの主張が引用されている。

● 独立系製作事業者及び全米脚本家協会等の主張:

製作比率規制(プライムタイムにおける非ネットワーク製作番組(独立製作者による番組)を50%にする等)とフィンシルールのような規制を併用し規制すべきとFCCに要請。垂直統合の下で水平的な競争があったとしても、独立製作事業者は入る余地がない。垂直統合自体が問題である。

● ネットワークの主張:

3大ネットワークのみしか存在していなかった1970年代当時は、フィンシルール規制は適切であったかもしれないが、ネットワークが増加した1995年当時、フィンシルールは廃止された。現在7つの大きなネットワークが存在し、300のCATV局等新たな競争主体が存在しており、このような状況では規制は意味をなさない。水平的な競争が平等な競争条件を提供する。